

岐阜県公報

第 七 百 二 十 六 号
令 和 八 年 十 月 十 六 日
(金曜日)

目 次

告 示

○岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正

○土砂災害警戒区域の指定

○土砂災害特別警戒区域の指定

○関都市計画道路事業の認可

○保安林の指定

○土地改良区役員の退任及び就任

(統計課) 四二九^ベ

(砂防課) 四二九

(同) 四三〇

(都市整備課) 四三一

(下呂農林事務所) 四三二

(飛騨農林事務所) 四三二

告 示

岐阜県告示第四百八十九号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第二百四十号)の一部を次のように改正する。

令和八年十月十六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

「岐阜県・中京都市圏総合都市交通体系調査 補完調査」を「岐阜県・中京都市圏物流流動調査(事前調査)」に改める。

岐阜県告示第四百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年十月十六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木の実10	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

木の実11	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実12	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
達原8	恵那市上矢作町達原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯田洞1	恵那市上矢作町飯田洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯田洞2	恵那市上矢作町飯田洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯田洞3	恵那市上矢作町飯田洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆原6	恵那市上矢作町漆原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本郷4	恵那市上矢作町本郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本郷5	恵那市上矢作町本郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯田洞4	恵那市上矢作町飯田洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆原7	恵那市上矢作町漆原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆原8	恵那市上矢作町漆原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆原9	恵那市上矢作町漆原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆原10	恵那市上矢作町漆原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向井戸4	恵那市上矢作町向井戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仏供田3	恵那市上矢作町仏供田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下垣外	恵那市上矢作町下垣外	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実4	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実5	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実6	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実7	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実8	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実9	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横吹3	恵那市上矢作町漆原横吹	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下川原	恵那市上矢作町下川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中越	恵那市上矢作町中越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年十月十六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

室沢	恵那市上矢作町室沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
磯沢2	恵那市上矢作町磯沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東三作	恵那市上矢作町漆原東三作	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越沢4	恵那市上矢作町漆原越沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木地山2	恵那市上矢作町木地山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下市場	恵那市上矢作町下市場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中屋1	恵那市上矢作町小田子中屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中屋2	恵那市上矢作町小田子中屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実7溪流	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	土石流
木の実8溪流	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	土石流
飯田洞1溪流	恵那市上矢作町飯田洞	次の図のとおり	土石流
島2溪流	恵那市上矢作町島	次の図のとおり	土石流
島3溪流	恵那市上矢作町島	次の図のとおり	土石流
漆原	恵那市上矢作町漆原	次の図のとおり	土石流
悪沢谷	恵那市上矢作町小田子	次の図のとおり	土石流
小田子6	恵那市上矢作町小田子	次の図のとおり	土石流

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
木の実10	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実11	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実12	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
達原8	恵那市上矢作町達原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯田洞1	恵那市上矢作町飯田洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯田洞2	恵那市上矢作町飯田洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯田洞3	恵那市上矢作町飯田洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆原6	恵那市上矢作町漆原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本郷4	恵那市上矢作町本郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本郷5	恵那市上矢作町本郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯田洞4	恵那市上矢作町飯田洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆原7	恵那市上矢作町漆原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆原8	恵那市上矢作町漆原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆原9	恵那市上矢作町漆原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆原10	恵那市上矢作町漆原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向井戸4	恵那市上矢作町向井戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仏供田3	恵那市上矢作町仏供田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下垣外	恵那市上矢作町下垣外	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実4	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実5	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実6	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実7	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

木の実8	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実9	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横吹3	恵那市上矢作町漆原横吹	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下川原	恵那市上矢作町下川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中越	恵那市上矢作町中越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室沢	恵那市上矢作町室沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
磯沢2	恵那市上矢作町磯沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東三作	恵那市上矢作町漆原東三作	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越沢4	恵那市上矢作町漆原越沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木地山2	恵那市上矢作町木地山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下市場	恵那市上矢作町下市場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中屋1	恵那市上矢作町小田子中屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中屋2	恵那市上矢作町小田子中屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木の実7溪流	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	土石流
木の実8溪流	恵那市上矢作町木ノ実	次の図のとおり	土石流
飯田洞1溪流	恵那市上矢作町飯田洞	次の図のとおり	土石流
島2溪流	恵那市上矢作町島	次の図のとおり	土石流
島3溪流	恵那市上矢作町島	次の図のとおり	土石流
漆原	恵那市上矢作町漆原	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、関都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月十六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者の名称
関市

二 都市計画事業の種類及び名称
関都市計画道路事業 三・五・二十一号 倉知一ノ門線

三 事業施行期間
令和八年十月十六日から
令和十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 岐阜県関市市二丁目及び三丁目、小瀬字小坂南、ニツ岩及び一ノ門地

使用の部分 内
なし

岐阜県告示第四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和八年十月十六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林の所在場所
下呂市蛇之尾字大ダワ二一四〇の一六

二 指定の目的
干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年十月十六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改良区	令和八年十月十六日	理事	小林 達樹	高山市上宝町吉野 二七七六番地
高原土地改良区	令和八年十月十六日	理事	川 幅 浩司	本 郷 二五二二番地
		同	和 仁 裕 一	在 家 一四六二番地
		同	大 林 隆 夫	同 宮 原 三八〇番地
		同	松 田 廣 昭	同 本 郷 七八一番地
		同	沖 本 善 信	同 見 座 一九七番地
		同	南 野 忠 司	飛 騨市神岡町野首 四四番地
		同	下 方 好 博	同 野 首 一九九番地
		同	沖 秀 喜	同 小 萱 二二一四番地
		同	中 野 俊 治	同 東 雲 八七二番地
		同	監 事	

就任した役員

土 地 名
改良区
就任年月日高原土地
改良区
令和
八・九・六

役名	氏名	住 所
理事	徳田 大樹	高山市上宝町吉野 二八八五番地
同	中居 正則	本郷 二五一九番地
同	河合 昭彦	在家 一五二八番地
同	松田 俊彦	宮原 一二二四番地
監事	松田 俊一	本郷 二七七五番地
同	森本 英夫	同 見座 七四番地
理事	下方 好博	飛騨市神岡町野首 一九九番地
同	中桐 洋司	同 小萱 二二一八番地
同	中 伸也	同 小萱 一七二〇番地
監事	田中 義也	同 東雲 一〇六一番地二

令和八年十月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社